

## 岡山市外遊び体験推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 外遊びを通じた児童健全育成と地域ぐるみでの子育ての気運を高めるために、地域住民が主体となって実施する「外遊び体験推進事業」に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) プレーパーク

こどもたちの遊びを制限するものを可能な限り減らし、火・木・水等の自然素材又は段ボール等の身近な素材を使って、こどもたちが自然の中で自由にのびのびと遊べる場をいう。

#### (2) プレーリーダー

岡山市が実施する「岡山市プレーパーク普及事業」でのプレーパーク開催時において、プレーパークを管理運営し、こどもの主体的な遊びを見守り、安全管理を行う者をいう。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、外遊び体験推進事業（地域（おおむね小学校区以上の範囲）のこどもを対象として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす事業をいう。）とする。

#### (1) 外遊びを行うもの

プレーパークの特性を生かし、地域の大人の見守りのもと、屋外で自然素材を利用して、こどもが自発的かつ自由に遊ぶ場を提供するものであって、公園等の既存の遊具で遊ぶことを主にしていないもの

#### (2) こどもの外遊びに対する興味関心を高めるもの

こどもを対象とし、外遊びの知識や技術を身に付けることができる講座等を実施することにより、こどもの外遊びに対する興味関心を高めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。

#### (1) 営利を目的とした事業

#### (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業

#### (3) 公序良俗に反するおそれがあると認める事業

#### (4) 本市の委託又は補助事業

#### (5) 国、他の地方公共団体の委託又は補助事業

#### (6) その他第1条の趣旨に合致しない事業

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれをも満たすものとする。

- (1) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としない団体であること。
- (2) 営利を目的としない団体であること。
- (3) 法令に違反し、又は公序良俗に反しない団体であること。
- (4) 岡山市プレーパーク普及事業「プレーリーダー養成講座」の所定の講座等を受講し、同講座の修了証の交付を受けた者を3名以上含む団体であること。
- (5) 団体の所在地又は代表者の住所が市内にあること。

(実施場所)

第5条 補助事業は、市内の公園等において実施することとし、それぞれの場所の管理者及び関係者と当該事業の実施について同意が得られている場所で実施するものとする。

2 補助事業者は、補助事業の実施について、近隣住民の理解を得るものとする。

(人員の配置)

第6条 補助事業の実施における人員の配置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 岡山市プレーパーク普及事業「プレーリーダー養成講座」修了証の交付を受けた者を2名以上配置すること。
- (2) 前号のほか、必要に応じて人員を配置し、事業が安全に実施できる体制をとること。

(補助金額)

第7条 補助金額は、補助事業の開催日数を基に、別表左欄に定める補助基準額と、同表右欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額（以下「必要経費」という。）とを比較して、少ない方の額とする。

2 市長は、交付決定後に補助事業の開催日数が変更した場合は、前項の規定にかかわらず、変更後の日数により補助基準額を算出し、補助金額を変更することができるものとする。ただし、変更後の補助基準額が、既に交付決定した金額を超える場合、補助金の増額は行わない。

3 市長は、天候不良その他の市長がやむを得ないと認める事情により、交付決定後に補助事業を中止し、開催日数が減少した場合において、必要経費が、変更後の日数により算出した補助基準額を超えており、かつ、超えた金額が既に支払い済みの傷害保険料（中止した日の補助事業に係るものに限る。）の金額に相当すると認められる場合に限り、この超えた金額を交付することができるものとする。

(交付の申請)

第8条 外遊び体験推進事業補助金の申請は、年度中1回とする。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、原則として補助事業を実施する日

(複数日開催する場合は、年度中の最初の開催日)の1月前までとする。

- 3 規則第5条第1項第1号の事業計画書は、外遊び体験推進事業実施計画書(様式第1号)によらなければならない。
- 4 規則第5条第2項の規定により、規則第5条第1項第3号及び第4号に規定する書類の添付は要しない。
- 5 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、補助事業者の団体概要書(様式第2号)とする。

(交付の条件)

第9条 市長は、規則第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付の決定に当たって、同条第1項各号に定める事項のほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業を行うに当たって知り得た個人情報については、当該事業実施以外に用いてはならないこと。
- (2) 補助事業の利用料金は無料とすること。ただし、材料等の実費分については、この限りでない。
- (3) 補助事業者は、規則第7条第1項第2号の中止又は廃止等を行う場合は、外遊び体験推進事業中止届(様式第3号)を提出すること。

(着手届及び完了届の免除)

第10条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第11条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、外遊び体験推進事業実績報告書(様式第4号)とする。

(補助金の完了前交付)

第12条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。
- 2 施行前に受理された申請については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

補助基準額	補助対象経費
<p>① 1日開催する場合 50,000円</p> <p>② 2日以上開催する場合 1日目について50,000円とし、2日目以降、1日開催するごとに10,000円追加する。ただし上限は150,000円とする。</p>	<p>外遊び推進事業に必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費</li> <li>※開催当日に関わる者に対するものに限る</li> <li>・需用費（消耗品費，燃料費，印刷製本費，光熱水費，修繕料及び医薬材料費をいう。）</li> <li>※食糧費を除く</li> <li>・役務費（通信運搬費，手数料及び保険料をいう。）</li> <li>・使用料及び賃借料</li> <li>・原材料費</li> <li>・その他市長が必要と認める費用</li> </ul>



様式第2号（要綱第8条関係）

補助事業者の団体概要書

団体名	
構成人数	人 ----- うちプレーリーダー養成講座修了者の人数 人
主な活動内容	
設立年月日	
主な活動歴	

※次の資料を添付してください。

- ①団体の定款，規約，会則等
- ②役員名簿
- ③プレーリーダー養成講座修了者の，プレーリーダー養成講座終了証（表）の写し
- ④団体の前年度活動報告書及び前年度収支決算報告書
- ⑤その他団体の活動内容が分かるもの

※外遊び推進事業のために新たに組織した団体の場合，「主な活動歴」については団体構成員のうち児童健全育成に関する活動を行った者がいれば，その者の活動歴を記入してください。

様式第3号（要綱第9条関係）

外遊び体験推進事業中止届

年 月 日

岡山市長 様

申請人

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

岡山市外遊び体験推進事業補助金交付要綱第9条第3号の規定により、次のとおり届出  
ます。

指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令地字第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	外遊び体験推進事業補助金

開催日数	中止前（ 日） ⇒ 中止後（ 日）
中止にした開催日	年 月 日
中止の理由	
中止を決定した年月日	年 月 日
添付書類	1 保険料の領収書の写し（要綱第7条第3項に該当する場 合） 2

